

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）

1 老人福祉施設等の種類	2 単位	3 配分基礎単価（単位：千円）				
		創 設 増 床	改 築	増 築	改 修	
					多床室 →ユニット型個 室	従来型個室 →ユニット型個 室
養護老人ホーム	整備床数	—	3,897	—	—	—
特別養護老人ホーム（ユニット型個室）	整備床数	2,962	3,554	2,962	1,480	739
〃（従来型個室）		2,447	2,936	—	—	—
〃（多床室）		2,109	2,530	—	—	—
軽費老人ホーム	整備床数	—	3,741	—	—	—
介護老人保健施設	施設数	—	23,108	—	23,108	23,108

※ _____ は補助対象としない
※増築は、定員増を伴わないものに限る
※「軽費老人ホーム（ケアハウス）」は A 型からケアハウスへの転換に限る
※前年以前から補助を受けている事業（継続事業）については当初交付決定した配分基礎単価を採用する

別表第 2（第 3 条関係）

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
施設整備	本体工事費	次の方法により算出された額 （ただし、当該年度の予算を超えない範囲で定める。） 別表第 1 の 1 の欄に定める施設の種類ごとに、別表第 1 の 3 の欄に定める配分基礎単価に別表 1 の 2 の欄に定める単位の数に乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものであって、長崎県知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 条第 2 項に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2. 6 パーセントに相当する額を限度額とする。） ただし、別の補助金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。